

北 本 市 教 育 委 員 会 平 成 3 1 年 3 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	平成31年3月22日（金） 午後2時から3時35分まで					
2 場 所	北本市役所 委員会室1					
3 教 育 長 の 氏 名	清水 隆					
4 出席した委員の氏 名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二	委 員 金井 裕	三	委 員 安田美詠子
	四	委 員	五	委 員 久保田篤正		
5 欠席した委員の氏名	鈴木義信					
6 説明のため出席した職員	原口教育部長、磯野副部長兼文化財保護課長、大島参事兼教育総務課長、草野学校教育課長、野本学校教育課副課長、平井生涯学習課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 平成31年北本市教育委員会3月定例会を開会する。 なお、会議開催に際して、鈴木委員より、会議欠席の届出を受けているので報告する。					
2 会議録の承認について	清水教育長： 平成31年北本市教育委員会第1回臨時会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の安田委員にお願いする。					
4 議事の取り扱いと非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が10件、議案が11件の予定であったが、教委議案第20号「職員の人事について」は、審議に際し調整を要することから、当該議案を取り下げ、進行順を変更することとしてよいかお諮りする。 また、本日の教委報告第8号については個人情報を取り扱う案件、教委議案第11号及び第13号から第16号並びに第18号から第19号については人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいか併せてお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： 教委議案第20号の取り下げ及び進行順の変更並びにその他					

	各案件を非公開審議とすることに決する。
5 報告事項	清水教育長： 報告事項の議事に入る。原口教育部長より、報告事項についてお願いする。 原口教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第6号から第15号までの10件である。教委報告第6号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。
(1) 教委報告第6号「教育長の決裁処分」	清水教育長： まず、教委報告第6号の1番「お口の健康まつり2019 in 北本」について、学校教育課より、説明をお願いする。 野本学校教育課副課長： (教委報告第6号の1番の説明) 清水教育長： 教委報告第6号の1番について、質疑はあるか。 大保木委員： 当該事業を共催とする理由について伺う。 野本学校教育課副課長： 学校におけるフッ化物洗口の取組との係わり、また、ポスターや標語コンクールの募集を通じての普及・啓発活動を行うことから、学校保健体育の観点に立ち、共催判断とするものである。 大保木委員： 参考意見となるが、当該事業が市民一人一人の健康の実現を目的とするのであれば、市長部局の健康づくり担当部署が主となって、取り扱うことが望ましいと考えられる。 清水教育長： 貴重な意見に感謝する。 安田委員： 当該事業を5年前に実施した旨の説明をいただいたが、その時の児童生徒の参加割合について伺う。 野本学校教育課副課長： 参加実績としては大人も含めて約1,000人となるが、児童生徒の割合を把握していないため、調査の上、別途報告する。 安田委員： 6月に行われる今回事業の結果報告として、その参加割合を報告する形でもよい。 野本学校教育課副課長： 了解した。 — 他に意見なし —

	清水教育長： 教委報告第6号の1番については、了承する。 清水教育長： 続いて、教委報告第6号の2番「映画「しゃぼん玉」上映会」、3番「第30回埼玉県スポーツ少年団南ブロック空手道大会」、4番「2019年『青春メッセージ』」、5番「彩の国きずなウォーク2019」、6番「北本リコーダーフェスティバル」について、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： （教委報告第6号の2番から6番までの説明） 清水教育長： 教委報告第6号の2番から6番までについて、質疑はあるか。 大保木委員： 5番の「彩の国きずなウォーク2019」について、とても良い事業と思っている。実績も重ねてきていることから、その成果を検証し、報告として挙げていただきたい。 平井生涯学習課長： 電子データによる報告書が提出されており、昨年度は本市から12名の参加があった。内容を整理・取りまとめの上、別途報告させていただく。 久保田委員： 実行委員会の役員名簿を見た場合、鴻巣市の方の比率が多いものと見受けられるが、この主催団体の概要について伺う。 平井生涯学習課長： 当該団体は、鴻巣北本青年会議所の元メンバーが中心となって構成している。青年会議所自体、鴻巣市の方が多いことから、実行委員会の比率についても、このような状況となるものである。 金井委員： 6番の「北本リコーダーフェスティバル」について、詳細な予算書の添付がないため、申請書に記載する予算の概要を見ての意見とさせていただく。 まず、支出の部の出演料が高額と思われ、共催判断とすることに疑問を感じる。初日のフェスティバルに係る入場料は妥当と考えられる一方、二日目となる演奏会の入場料が高額となり、先ほどの出演料との兼ね合いから、この価格設定になるものと推察するが、公のイベントとして相応しい設定であるか否か、もう一度精査する必要があると考える。 平井生涯学習課長： 予算書の添付がなかったことをお詫びする。 清水教育長： 他の委員の意見を伺う。 大保木委員： 教育施策の推進に寄与するものとして共催し、参加を促すも
--	--

のとしては、金井委員の意見のとおり、高額とも考えられる。

金 井 委 員： 申請が「後援」ではなく「共催」を求めることから、その判断に関しては慎重に取り扱ってほしい。

平井生涯学習課長： トップアーティストを招聘することから、事務局において、この価格は妥当と考えたものとなる。なお、当該イベントに関しては、市長部局の企画課を中心に、市としても共催するものとなる。

大保木委員： 決裁処分に係る報告となることから、共催判断は変わらぬものか。

金 井 委 員： 合議の結果、決裁処分を取り消した例もある。当該イベントに関し、個人的には「共催」ではなく「後援」とすることが望ましいと考えられるが、合議制であることから、他の委員の意見を踏まえた上での判断とすることでもよい。

清水教育長： 指定管理者の自主事業とはいえ、共催及び後援に関する承認基準に関し、市と教育委員会とは異なることから、申請受付の際にも留意するよう、事務局に指導する。

大保木委員： 今回のイベントは記念事業となり、次年度の開催は予定されないものか。

平井生涯学習課長： 特段のことがない限り、次年度の開催予定はないものとなる。

久保田委員： 確認事項として、招聘するアーティストは、記念事業に相応しい人物となるものか。

平井生涯学習課長： リコーダー王国のオランダの中でも、トップレベルのアーティストとなる人物である。

安 田 委 員： 会場となる文化センターにおいて、入場料の価格設定に応じ、会場使用料等の要件が変わるものと記憶するが、当該イベントに関し、そうした影響はあるものか確認する。

平井生涯学習課長： 当該イベントは文化センター指定管理者の自主事業となるため、使用料等の要件が変わるものではない。

— 他に意見なし —

	清水教育長： 6番の決裁処分について、他の委員より取り消し意見がなかったものの、金井委員のご指摘のとおり、今後の取り扱いに留意するものとして、今回は承認することとしてよいか、あらためてお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： 教委報告第6号の2番から6番については、了承する。
(2) 教委報告第7号「北本市立教育センター平成31年度事業計画等について」	清水教育長： 続いて、教委報告第7号「北本市立教育センター平成31年度事業計画等について」、学校教育課より、説明をお願いします。 草野学校教育課長： (教委報告第7号の説明) 清水教育長： 教委報告第7号について、質疑はあるか。 金井委員： 栄小学校地内へ移転した教育センターの設置場所について確認する。また、センター利用児童と栄小学校在学児童との動線の棲み分けについて、併せて確認する。 草野学校教育課長： 校舎B棟2階の特別教室2教室を利用し、教育センターの移転先としたものである。同階には、特別支援学級と通級指導教室があり、在学児童が行き交うものの、昇降口を分けており、教育センター利用の時間帯も調整していることから、登下校の時間帯等が重ならないよう工夫している。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第7号については、了承する。
(3) 教委報告第9号「市民大学きたもと学苑の平成30年度の実施状況について」	清水教育長： 続いて、教委報告第9号「市民大学きたもと学苑の平成30年度の実施状況について」、生涯学習課より、説明をお願いします。 平井生涯学習課長： (教委報告第9号の説明) 清水教育長： 教委報告第9号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第9号については、了承する。
(4) 教委報告第	清水教育長： 続いて、教委報告第10号「北本市野外活動センター平成3

10号「北本市 野外活動セン ター平成31 年度事業計画 について」	1年度事業計画について」、生涯学習課より、説明をお願いす る。 平井生涯学習課長： （教委報告第10号の説明） 清水教育長： 教委報告第10号について、質疑はあるか。 大保木委員： キャンプ事業における利用者数の平成30年度実績について 伺う。 平井生涯学習課長： 2月までの年間実績となるが、デイキャンプが約1,506 人、ナイトキャンプが1,896人の増となる。 金井委員： 野外活動センターのネーミングライツ（命名権）募集の状況 について伺う。 平井生涯学習課長： 1ヶ月間の募集期間において、指定管理者である（株）サン アメニティのみの応募結果となり、現在、交渉を進めていると ころである。 安田委員： バングローの利用状況について伺う。 平井生涯学習課長： 土日に関しては、ほぼ予約が埋まっており、平日は幾つか開 いている箇所もあるが、5月の大型連休はバンガロー・テント スペースとも、既に予約が埋まっている状況となる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第10号については、了承する。
(5) 教委報告第 11号「北本市 地区公民館等 平成31年度 事業計画につ いて」	清水教育長： 続いて、教委報告第11号「北本市地区公民館等平成31年 度事業計画について」、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： （教委報告第11号の説明） 清水教育長： 教委報告第11号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第11号については、了承する。
(6) 教委報告第 12号「北本市	清水教育長： 続いて、教委報告第12号「北本市文化センター平成31年 度事業計画について」、生涯学習課より、説明をお願いする。

文化センター 平成３１年度 事業計画につ いて」	平井生涯学習課長： （教委報告第１２号の説明） 清水教育長： 教委報告第１２号について、質疑はあるか。 金井委員： 計画に係る予算書が添付されていないため、別途提出を求め る。 平井生涯学習課長： 添付もれをお詫びするとともに、別途、提出させていただく。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第１２号については、了承する。
(7) 教委報告第 １３号「北本市 立こども図書 館平成３１年 度事業計画に ついて」	清水教育長： 続いて、教委報告第１３号「北本市立こども図書館平成３１ 年度事業計画について」、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： （教委報告第１３号の説明） 清水教育長： 教委報告第１３号について、質疑はあるか。 大保木委員： 説明の中に掲げる、毎月第２日曜に開催する大人向けのお話 し会とは、計画書Ｐ１０の「毎月のわらべうたの会」のことと 解してよいか確認する。 平井生涯学習課長： そのとおりである。家族向けとして、親子での参加を求める ものである。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第１３号については、了承する。
(8) 教委報告第 １４号「第２０ 回北本市郷土 芸能大会の事 業報告につい て」	清水教育長： 続いて、教委報告第１４号「第２０回北本市郷土芸能大会の 事業報告について」、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： （教委報告第１４号の説明） 清水教育長： 教委報告第１４号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第１４号については、了承する。

(9) 教委報告第15号「「きたもとの縄文世界」出土品展及び講座の事業報告について」	清水教育長： 続いて、教委報告第15号「「きたもとの縄文世界」出土品展及び講座の事業報告について」、文化財保護課より、説明をお願いします。 磯野副部長兼文化財保護課長： （教委報告第15号の説明） 清水教育長： 教委報告第15号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第15号については、了承する。
6 議案審議	清水教育長： 議案審議に入る。 原口教育部長より、お願いします。 原口教育部長： 教委議案第10号から20号までのうち、議案の取り下げについて決した教委議案第20号を除く計10件について、お願いします。
(10) 教委議案第10号「平成31年度教育行政の重点施策について」	清水教育長： それでは、教委議案第10号「平成31年度教育行政の重点施策について」、原口教育部長より、説明をお願いします。 原口教育部長： （教委議案第10号の説明） 清水教育長： 教委議案第10号について、質疑はあるか。 金井委員： 児童虐待防止対策等の強化に向け、国でも法改正の動きがあることから、教育委員会としても、あらためて家庭教育の重要性を示す必要があると考えられる。このため、基本目標4の施策(1)に紐付く事業のいずれかに対し、新規重点項目として定めていただきたい。 清水教育長： 貴重な助言に感謝する。委員提案として持ち帰り検討の上、その結果を別途お示しすることによいか。 金井委員： 設定に関しては、事務局に一任する。 清水教育長： 委員提案による新規重点項目の設定を約束する。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第10号については、可決する。

(11) 教委議案第12号「平成31年度指導の重点・努力点について」	清水教育長： 続いて、教委議案第12号「平成31年度指導の重点・努力点について」、学校教育課より、説明をお願いする。 野本学校教育課副課長： (教委議案第12号の説明) 清水教育長： 教委議案第12号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第12号については、可決する。
(12) 教委議案第17号「北本市子ども読書活動推進計画について」	清水教育長： 続いて、教委議案第17号「北本市子ども読書活動推進計画について」、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： (教委議案第17号の説明) 清水教育長： 教委議案第17号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第17号については、可決する。
7 非公開審議	清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。
(13) 教委報告第8号「平成30年度就学支援委員会の支援結果について」	清水教育長： それでは、教委報告第8号「平成30年度就学支援委員会の支援結果について」、学校教育課より、説明をお願いする。 野本学校教育課副課長： (教委報告第8号の説明) 清水教育長： 教委報告第8号について、質疑はあるか。 安田委員： 在学児童生徒の支援結果のうち、「特別支援学級が望ましい」と判断されながら、通常学級で在学することとなった方は、前年度も通常学級で在学していたものか。 野本学校教育課副課長： そのとおりである。 安田委員： その方は、医療行為を要するような状況となるものか。 草野学校教育課長： 学校生活を送る上での課題はないが、医療行為を要するため、保護者の方に対応いただいている。

	— 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第8号については、了承する。
(14) 教委議案第13号「教育相談員の委嘱について」	清水教育長： 続いて、教委議案第13号「教育相談員の委嘱について」、この案件は、続く教委議案第14号「教育センター所長の任命について」及び教委議案第15号「教育指導員の任命について」との関連性があるため一括審議とし、学校教育課より、一括して説明をお願いします。
(15) 教委議案第14号「教育センター所長の任命について」	草野学校教育課長： (教委議案第13号から第15号までの説明) 清水教育長： 教委議案第13号から第15号までについて、質疑はあるか。
(16) 教委議案第15号「教育指導員の任命について」	大保木委員： 教育相談員は何らかの資格を要するものか。 草野学校教育課長： 教育相談員及び教育指導員の両職種に関し、資格を求めている。なお、カウンセラーについては、臨床心理士の資格を有するものを任命するものである。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第13号から第15号までについては、一斉に可決する。
(17) 教委議案第16号「外国語指導助手の委嘱について」	清水教育長： 続いて、教委議案第16号「外国語指導助手の委嘱について」、学校教育課より、説明をお願いします。 草野学校教育課長： (教委議案第16号の説明) 清水教育長： 教委議案第16号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第16号については、可決する。
(18) 教委議案第18号「社会教育指導員の委嘱について」	清水教育長： 続いて、教委議案第18号「社会教育指導員の委嘱について」、この案件は生涯学習課及び文化財保護課の両課に関連する案件となるが、説明に関しては、生涯学習課より、一括して説明をお願いします。 平井生涯学習課長： (教委議案第18号の説明)

(19) 教委議案第19号「北本市文化財保護審議会委員の委嘱について」 (20) 教委議案第11号「人事異動に関する意見聴取について」 8 閉会の宣言	清水教育長： 教委議案第18号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第18号については、可決する。 清水教育長： 続いて、教委議案第19号「北本市文化財保護審議会委員の委嘱について」、文化財保護課より、説明をお願いします。 磯野副部長兼文化財保護課長： (教委議案第19号の説明) 清水教育長： 教委議案第19号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第19号については、可決する。 清水教育長： 続いて、教委議案第11号「人事異動に関する意見聴取について」、この案件に関する説明は、わたくし清水より説明する。 清水教育長： (教委議案第11号の説明) 清水教育長： 教委議案第11号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第11号については、可決する。 清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会3月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 平成31年4月25日 教 育 長 清水 隆 署名委員 安田美詠子 書 記 山本 一真